

福谷

こんにちは。未来創造ちばの福谷章子でございます。会派を代表いたしまして、質疑を行います。

平成23年は、東日本大震災の発生とその直後の福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染への恐れから、だれもが命の重さや人と人とのきずなについて真剣に考えたのではないのでしょうか。そして、私たちの生活の基盤となるエネルギー政策も大きく転換を迫られています。このように、これまでの価値観を見直さざるを得ず、社会や国のあり方に対して根底からの問い直しが始まった年であったと感じています。そんな中で、本年、千葉市は政令指定都市移行20周年を迎え、多様な主体がかかわって策定された新基本計画に基づくまちづくりがスタートいたしました。20年の取り組みを振り返り、価値観の変動期に最も影響を受けやすい子供たちの状況を丁寧に見守りながら、千葉市の魅力を高め将来につないでいくことが今私たちに求められていることであると踏まえ、初めに市政運営の基本姿勢について伺います。

平成23年度決算についてです。

平成23年度は、財政運営では不要不急な事業を抑え、受益者負担の見直しなどを行ったことにより、健全化判断比率は、連結実質赤字比率は22年度の2.87%から2.43%へ、実質公債費比率は21.4%から20.5%へ、将来負担比率は285.3%から268.5%へと改善をしています。しかしながら、依然として、いずれも政令指定都市で最も高い数値が見込まれるとのこと。市債残高は、一般会計では7,316億円から7,259億円と57億円減少し、全会計では1兆815億円から1兆685億円へと130億円の減となり、財政健全化への取り組みの成果はあらわれてきていると言えます。一方、国民健康保険の累積赤字は117億9,800万円となり、雇用形態の変化や人口構成の今後の変化にかんがみると、先行きに不安を感じます。今後は、東日本大震災の災害復興や被災者支援、停滞した経済状況の中での中小企業支援などの課題も山積し、自主財源比率は62.7%と、他市に比べて高い水準にあるにもかかわらず、苦しい状況が続くと思われます。このような状況だからこそ、人々が豊かな気持ちで将来に希望を持って暮らせることを最優先に考えねばならないと考えます。私たちは、自助、共助による支え合いの信頼社会を構築することで、地域の力をつけ、みずからの力ではいかんともしがたい人々はしっかり公助で支えていくことを求めてきました。

そこで伺います。

平成23年度の市政運営では、未来を見据えた地域活力推進に向けた分野について重点的に予算を配分し、施策の成果を上げられているものと考えますが、その内容について伺います。

次に、セーフティーネットの今後について伺います。

決算状況の款別構成比を経年で見てみると、平成17年までは土木費と民生費が同等であったものが、民生費の構成割合が年々伸び、23年度は一般会計総額の3分の1が民生費となっています。これは、国民健康保険事業特別会計への繰出金や生活保護費の増加によるものであり、前年比でも74億6,000万円増加し、1,217億7,000万円余りとなっています。生活保護や国民健康保険は憲法第25条で保障するセーフティーネットとして欠くべからざるものである一方で、不適正な支出や徴収率が上がらないなどの課題も抱えています。この間、さまざまな取り組みがなされてきていますが、これからの社会状況を見通すと、自治体の努力だけでは解決できない深刻な事態であると考えます。生活保護制度は最後のセーフティーネットであり、国保は皆保険制度の最後の受け皿であり、制度としては堅持していかなければならないものです。

そこで、それぞれについて、今後どのような見通しを持っているのか。

財源の確保についてはどう考えているか。

自治体として国に対してどのような働きかけをしているか、伺います。

2番目は、情報政策についてです。

意思形成過程の情報発信について伺います。

震災時には、特に情報がいかに大切かということだれもが身にしみて感じたことと思いますが、情報が重要なのは非常時だけではなく、自助、共助の力をつけ、真の民主的な市民社会においては、正確でタイムリーな情報は不可欠なものです。行政においては、決定したことを知らせるだけでなく、どの段階でどのような情報を提供するかという判断は、市民の意思をどの程度取り入れようとしているのかという誠意の裏づけでもあると考えます。中央集権的なトップダウンによるピラミッド型の統治機構は既に体をなさなくなり、草の根の市民の参加による意思形成へと時代は大きく変化しています。今後は、意思形成の段階での情報提供がますます重要になってくるで

しょう。現代では、かつての共同体での井戸端会議的な口コミ情報は衰退し、SNSの活用による情報共有が図られるようになるとともに、情報伝達の手も一段と増し、公共の情報もより早い段階で正確に発信することが求められるようになってきています。しかし、一方では、情報の扱いによっては、市民の意思を誘導するのではないかという懸念の声も聞かれます。千葉市においても、意思形成のより早い段階で情報発信がなされ、市民一人一人が市政の現状や今後について、より正確な情報をもとに判断できるようになってきていると感じ、一定の評価をするものです。ツイッターやブログなどのSNSを利用した広報やシティセールス、議会、消防などによるツイッター発信、またフェイスブックなどにも取り組み、発信の対象範囲が広がっています。

そこで伺います。

一つに、現状のSNS活用の状況と、従来からの発信の方法との使い分けについての考え。

二つに、意思形成過程の情報発信について、どのような考えに基づいて行っているか。また、今後の展望について伺います。

次に、**公共データの公開について**伺います。

近年、ICT技術の進展により、多種多様でかつ大量のデータの生成、収集、蓄積、解析などが可能、容易になってきています。行政が保有する情報のほとんどがデジタル化され、情報提供はコストをかけず迅速に行えるようになってきていますが、一方で、提供されていない情報も多種多様にあると思われれます。多種多様なデータの一つとして、国、地方自治体が保有しているデータが存在します。これらの情報は、もともとは国民、市民の税金で集めた国民、市民のものでありますから、公開されることが基本であると考えられます。国、地方自治体が保有している公共データを活用して、新サービスや新たなビジネスチャンスを生み、大きな経済価値を創出できるという認識も広がってきています。公共機関が税金でつくり管理している公共データをICTを活用できる形で公開し、営利、非営利を問わず、その利用、再利用を可能とし、新たな価値を創出しようとする世界的な動きとしてオープンデータがあります。海外では、既にさまざまな活用が図られており、市民はそのデータを使用しているいろいろな活動を行うことができ、相乗効果が見込まれています。地方公共団体においても、自助、共助、公助の考え方により、住民の力をより質の高いサービス提供につなげる動きが出てきています。しかし、オープンデータに対する共通した認識、市としての一定の方針がない中では、各所管ごとに保有している貴重な公共データが活用し切れず、眠ってしまっていることも考えられます。こういった公共データについて、オープンデータとして市民に提供する制度を整えていく必要があると考えます。

そこで伺います。

市長は、従来の情報提供とオープンデータの違いをどのように考えておられるのか。

オープンデータに対する千葉市の現状はどのようになっているのか。また、今後の取り組みの方向性について伺います。

次に、**子供の居場所について**です。

平成23年度に、全国の学校が把握したいじめの件数は7万231件に上ると、昨日も民主党の代表質疑で白鳥議員がおっしゃってございました。大津のいじめによる自殺事件を引き金に、追い詰められた子供たちの状況が次々に明らかになってきています。今までいじめとは認められていなかったものがいじめであったと周囲が認め始めたこと。このような状況に至ったからこうなっていること自体に、子供たちが置かれた状況の深刻さを感じます。そして、学校内で生徒が警察による事情聴取を受けるなど、おおよそ私たちが子供たちのためにと整えてきた教育環境とはほど遠い現状を目の当たりにするにつけ、何とかしなければならぬという焦燥感に駆られます。

ところで、いじめが起きると学校の対応にマスコミや世間の注目が集まり、教育制度のどこかを変更すれば解決するような論調になります。確かに、子供たちが一日の中で最も多くの生活時間を費やすのは学校ですから、まずは学校において、犯罪としてのいじめに対する認識を再確認することが必要です。その一方で、私たちは余りにも固定的な観念で学校性善説に立ち過ぎていないかということも、あわせて検討する必要があるように感じています。というのは、例えば、具体的な学校生活を検証すると、中学生が技術や社会性を初めとしたさまざまな能力を培うのに部活動がよいことは確かですが、部活がいじめの温床になることがあります。少人数学級が理想と考えますが、固定的な人間関係から抜け出せずに悩み続ける子供はいないでしょうか。先輩、後輩の人間関係によって、スキルや経験のある者を敬うということを学べますが、一方で、意に反した先輩の命令に従わざるを得ず、苦しむということも耳にします。教師との関係においても、一たんこじれてしまうと、学級担任制の中でなかなかほかには相談できないということもあります。そういった際に、子供たちが逃げ出せる場、

日ごろの固定的な人間関係から離れて自分を出せる場を整えていくことが、子供の居場所づくりであると考えます。学校におけるいじめの問題だけではなく、家庭内における虐待に関しても同様のことが言えるのではないのでしょうか。

千葉市も、子供の居場所づくりとしてさまざまな事業を展開しています。居場所と言うと、スペースのようにとらえられがちですが、子供には、居場所としてスペースだけを与えるのは決してよいことではありません。場所に加えて、人、機能が揃っている必要があります。一方で、子供の居場所に割ける資源は有限です。現状では、財源、人材などが分散していて、その分散の仕方も決して有効な形態ではないように感じています。

そこで伺います。

子供の居場所にはさまざまな機能が求められますが、市としては、子供の居場所にどのような機能が必要であると考えているか。

平成 23 年度の状況を見ても、現状、千葉市ではさまざまな取り組みが展開されていますが、市として展開している子供の居場所についての総括を伺います。そして、今後の取り組みに向けての考えをお聞かせください。

次は、総務行政についてです。

**服務規律の確保について。**

職員による不祥事の防止についてですが、このところ、職員の処分が続いています。生活保護受給者の保護費の着服、電車内での痴漢行為や盗撮、最近では花火会場でのコンクリート片の不法投棄が問題になるなど、平成 23 年度には 1 年間で 7 件であった処分が、今年度は 9 月で既に 9 件、15 人に上っています。懲戒処分に至った事案を見ても、長期にわたるものから発作的なもの、また、管理監督責任を問われての処分など、一概に件数だけを問題にして議論はできませんが、個人の資質や職場環境の影響など、その要因もさまざまにあると考えられます。また、処分に至るような行為ではないものの、今後、市民と協働の関係を築いていくためには、信頼される職員の育成が急務であると考えます。

そこで伺います。

このように、職員による不祥事が続いている状況をどのように認識しているか。今後はどのように対応しようとしているのか、お聞かせください。

次は、総合政策行政についてです。

**補助金の見直しについてです。**

平成 21 年に、千葉市では、国に先んじて事務事業評価を外部の視点で行い、事業の必要性について議論が行われましたが、それは補助金の支出のあり方も、結果的に問うものとなりました。それ以降議論が繰り返され、補助金の見直しが順次行われてきましたが、支出の妥当性についての明確な基準はいまだに示されていません。そもそも、どこにどのような補助金が、いつから、どういった目的で支出されているか、それがどのような使われ方をしているかは全く知らされることなく、不透明な状況に長い期間おかれてきました。そこで、今年度から、すべての補助金の一覧をホームページで公開したところですが、とりあえず、どのような補助金があるか、その存在は明らかになりましたが、それが真に必要なものなのか、納税者である市民が納得できるような使われ方がされているか、社会の変化に対応した支出のされ方かなど、まだまだ改善すべき部分が多いと感じます。一方、補助金を受ける側にとっても、活動の内容まで指示された結果、やりたい活動ができず、補助金を得たことで、かえって活動が面白くないものになってしまったという本末転倒な状況も散見されます。補助金ではありませんが、各区においては、市民提案によって公開の場で補助団体を決定する取り組みが行われ、市民の活動が活発になっている事例もあります。今後、市民と市との協働事業が本格的になれば、補助金のあり方も変化していくものと考えられます。

そこで、補助金の適正かつ有効な支出について検討する必要があると考え、以下伺います。

平成 23 年度は、補助金の見直しに向けてどのような取り組みを行ったのか。

また、補助金の見直しを進めるに当たり、どのような課題があると考えているか。

平成 23 年度に抽出された課題を踏まえ、24 年度はどのような取り組みを行っているのか、お聞かせください。

次に、市民行政についてです。

**市民公益活動の取り組みについて伺います。**

新基本計画は、さまざまな主体が連携を織りなすまちづくりの底力をうたっていますが、そのよう



な力をどうつくっていくかが問われるところです。現状の地域は、自治会の組織率も7割で、意思形成の過程も空洞化していることが多く、民意を反映しているかどうか検証が必要だと感じます。無意識な加入が当事者意識を失わせ、合意形成が形骸化していくのは当然のこととも思われます。このように地縁団体の底力が弱まっている中で、価値、目的を共有している団体の育成と活躍の場とを地域コミュニティにも広げていくことが必要であると考えます。

そういった団体の一つにNPOがあります。現状のNPOは、財政的にもせい弱であったり、地縁団体との関係がうまく築けなかったりと、苦勞をしていることを耳にします。一方、地縁団体からは、NPOは地域に根差しにくい、地域のことを考えず、好きなことにしか取り組まずにわがままだという意見もあります。こういった双方の誤解を解き、連携できる関係を互いに模索してほしいものですが、NPOそのものの理解が正確にされていなかったり、また、組織づくりの難しさなどがあり、なかなかふえていかないのがこれまでの現状でした。今後の自治社会にNPOとどのように連携していくか、NPOの役割を行政がどのようにとらえているかで、サポートのあり方も決まってくる考えます。

そこで伺います。

本年4月から、NPO法人の所轄官庁となりました。そのことの周知はどのように行ってきたのか。

また、4月からこれまでの認証事務などの状況はどうか。

所轄庁となったことの利点や期待できること、また、今後のNPOへの支援をどのように考えているか、お聞かせください。

次に、**文化振興**についてです。

平成23年に行われた千葉市文化施設等の市民ニーズ・利用実態調査によると、千葉市の印象について、文化的な町だと思うのは、平成23年の調査と比べて3.4ポイントの増加ですが、逆に思わないのは17.5ポイントも増加し、千葉市を文化的な町と感じていない市民は半数を超えています。文化的な町と思うかどうかに対する印象を年代別に見てみると、すべての年代で、思わないが思うを上回っており、千葉市を文化的な町と思う市民の割合は低いという実態が出ています。文化については、そもそも文化とは何かということが前提として必要です。この7月の文化芸術振興会議でも深い議論がされており、非常に興味深いところですが、あえて文化を広義にとらえ、長い歴史に裏打ちされていなくても、高い技術を伴っていなくても、人の集団があればそこに文化があるという考えのもとに文化行政を進めていただきたいと思います。ところで、実態調査の中で、今後の千葉市の重要施策に対する考えを見ると、子供の文化芸術活動の充実が最も高く44.8%、まちづくりと文化の連携が39.5%、伝統文化の継承・発展活動が36.8%などとなっています。

そこで、まず子供の文化芸術活動の充実について伺います。

計画によると、子供の文化芸術活動の充実に関する平成23年度から3年間の重点目標は、参加・体験事業の拡充となっています。鑑賞にとどまらず、参加、体験によって我がものとして文化をとらえ、担い手となっていくことと思われることから大切な取り組みだと思いますが、具体的な取組状況と今後どのように進めていくのか、伺います。

次に、**地域主体の文化支援**について伺います。

計画では、推進の方法として、平成23年から身近な文化芸術活動への参加促進が重点項目としてうたわれています。地域の至るところで主体的な活動が広がることで、千葉市の文化芸術の裾野も広がっていくことと思います。ごく最近、7月に開催された文化芸術振興会議でも議題とされ、次回にさらに議論がされるようです。

そこで伺います。

地域主体の文化支援について、市の考え方と今後の取り組みについてお聞かせください。

次は、**保健福祉行政**についてです。

**障害福祉施策の推進**について伺います。

障害者自立支援法は平成17年10月に制定されましたが、制定後も応益負担や障害程度区分認定の方法、利用者負担と扶養義務のあり方などに批判が相次ぎ、改正が繰り返されてきました。そして、違憲訴訟まで起き、厚生労働省と原告とで基本合意を結んで裁判を終結させ、自立支援法を廃止して新たな法律を制定することが約束されていました。このような社会背景を受け、本年6月に障害者総合支援法が成立しました。この法律は、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるということを目的としています。障害者自立支援法を抜本的に見直すことなく、一部を改正したことで

しかないという批判も一方ではあります。

そこで伺います。

成立した障害者総合支援法の内容について、千葉市としてはどのようにとらえ、どのような点がよくなると考えますか。

障害者総合支援法の円滑な施行に向けた取り組みについてお示してください。

次に、**地域での支え合いの仕組みについて**伺います。

千葉市の高齢者保健福祉推進計画によれば、65歳以上の高齢者は19万6,000人、高齢化率は20%を超えています。昨年、民生委員さんにお調べいただいたところでは、2万6,000人以上の方がひとり暮らしであることもわかりました。認知症の方も増加傾向にあり、国の推計値も見直されるとともに、住みなれた地域で暮らし続けられるよう支援する方向性が発表されています。このような状況下で、高齢者が安心して地域で暮らしていくためには、地域における支え合いが大きな効果を発揮すると思いますが、近隣関係が希薄な現在、地域での関係性を築くことが大変困難であり、支え合いの環境を整備することは行政の重要な役割であると考えます。

平成23年度は、千葉県の基金を活用し地域の支え合い体制づくりのための補助金を交付する地域支え合い体制づくり事業を利用して、町内自治会や社会福祉協議会地区部会など50団体が地域の支え合い活動の立ち上げや拠点整備などに取り組みました。活動内容としては、ふれあいサロンの設置、電話や訪問による安否確認、買い物やごみ出しなどの生活支援などとなっています。また、高齢者の見守りにつながる地域活動を実施しようとする団体に対し、活動拠点の初度設備費用を助成する地域見守り活動支援事業では、4団体が声かけや新聞受けの確認などの見守り活動を実施し、一定の成果を上げているとのことでした。

そこで伺います。

地域支え合い体制づくり事業の現状はどのようになっていますか。

よい取り組み事例や課題と考えることなどについてお聞かせください。

地域での支え合い活動について、今後どのように取り組んでいくのかをお聞かせください。

次に、**子ども未来行政について**伺います。

まず、**児童虐待への対応について**です。

相変わらず、児童虐待をめぐる痛ましい事件が連日マスコミ報道され、後を絶ちません。先月、千葉市においても、市役所に乳児が置き去りにされるという事件が起きたばかりです。幸いにも、置き去りにされた赤ちゃんは無事に保護され、保護者は逮捕されたということで、ほっとしたところですが、この事件も、児童虐待のネグレクトに当たると思われます。このように、子供には何の罪もないにもかかわらず、大人の一時的な感情や都合で理不尽な状況に置かれ、子供自身が声を上げることができない。これが児童虐待です。児童虐待は、子供の心身の発達及び人格形成に重大な影響を与えるため、発生防止を初め、早期発見、早期対応、さらには虐待を受けた子供の保護、自立支援まで、切れ目のない総合的な支援体制を整備し充実を図ることが必要不可欠であると考えます。

今後の子供たちの幸せはもちろんのこと、命の安全や人権、そして何よりも、千葉市が虐待のない子供たちに優しい市となることを願い、以下4点について伺います。

初めに、本市における児童虐待の発生防止、早期発見、早期対応についての取り組みについて伺います。

2点目に、児童虐待の早期発見は、乳幼児健康診査を初め、医療機関、歯科診療機関、子育て支援施設など各種相談機関など、さらには地域の方々との連携が必要不可欠であると考えますが、本市におけるこれらの関係機関との連携について伺います。

3点目に、児童虐待を受けた子供に対する保護、自立支援などの取り組みについてお聞かせください。

最後に、平成23年度の児童虐待への対応について、どのように評価し、今後どのように施策の充実を図る予定なのか、お聞かせください。

次に、**DV防止対策について**です。

本年、デートDVを受けていた女性の保護者が殺人事件に巻き込まれるという悲惨な事件があり、改めてDVに関する相談対応、保護、支援体制の重要性がクローズアップされたところです。ドメスティックバイオレンスについては、平成13年に、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律が施行されたことに伴い、市民への認識が広まり、これまで潜在化していたものがあらわれてきている傾向にあると考えます。また、平成16年には、同法の一部改正により、被害者保護から自立支援

への自治体の責任が明確にされています。DV対策については、警察を初めとする関係機関との連携体制が重要な上、市民への周知、初期相談、一時保護にとどまらず、自立支援までの総合的な支援が必要であり、本市においてもさらなる体制整備、施策の充実が急がれます。

これらを踏まえて、以下3点について伺います。

DV防止対策について、有効的な施策を推進するには実態の把握が必要であると考えますが、本市におけるDV被害の実態や原因などをどのように分析しているのか、伺います。

千葉市におけるDV防止対策の取り組みの現状と課題について伺います。

本年7月、千葉市DV防止・支援基本計画が策定されましたが、この計画を推進するに当たっての課題と計画の確実な推進についてのお考えをお聞かせください。

次は、環境行政について伺います。

温室効果ガスの大量発生による地球温暖化が問題となって久しく、低炭素社会に向けた世界的な取り組みが広がっています。国においては地球温暖化対策の推進に関する法律が平成11年に施行され、国、地方公共団体、事業者、国民、それぞれの責務を明確にしました。その後、改正を重ねて、地方公共団体実行計画の拡充、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象の拡大などが盛り込まれました。千葉市においては、環境基本条例に理念として、地球環境の保全を掲げ、環境基本計画を策定しています。平成22年度に改定して、エネルギーを有効に活用し地球温暖化防止に取り組む町を第一に掲げました。そして、従来進められてきた温暖化防止実行計画、温暖化対策地域推進計画、千葉市新エネルギービジョンを統合して、平成24年3月に、千葉市温暖化対策実行計画を策定したところです。このような状況を踏まえ、廃棄物の発生抑制の促進のための施策や再生可能エネルギーを普及するための施策には特に力を注いでいくべきであると考えます。

廃棄物発生抑制の促進がなぜ重要かと言えば、温暖化防止のために削減すべきCO<sub>2</sub>ですが、清掃工場の排出量が千葉市の公共施設の50%を占めているからです。また、廃棄物の発生抑制は、温暖化防止の観点と同時に、最終処分場の問題とも密接に関係します。建設当初は、平成27年でいっぱいになる予定であった処分場ですが、その後の努力で、平成36年まで延命が図られ、さらにその後、平成19年から28年に焼却ごみを3分の1に減らせば、平成60年までもつこととなりました。高い運搬料と処分料を支払い、他市町村に運ぶこと、あるいは環境意識の高まりの中で、どこの市町村も処分場の問題には苦慮しており、受け入れも難しくなっていることなどを考えれば、今の処分場をできるだけ長く使用することは至上命題であると考えます。

そこで、**焼却ごみ3分の1削減**について伺います。

平成19年3月に策定された一般廃棄物処理基本計画で、ごみの焼却処理量を10年間で10万トン削減し、2清掃工場体制を確立することを目標としました。この計画は、平成28年度を目標年度として、総排出量を年間42万トン、焼却処理量年間25万4,000トン、再生利用率44%、温室効果ガス排出量年間5万トン、最終処分場率3%としています。この目標を達成するために、ちばルールの普及啓発の強化、家庭系生ごみのバイオガス化処理、ごみステーション排出指導の強化、収集体制の見直しなどに取り組み、その結果、平成22年度実績では、50万人以上の都市で、リサイクル率が全国1位となり、焼却処理量が平成23年度までに26万5,000トンまで削減できたとのことです。

そこで、一般廃棄物処理基本計画の5年間の総括と、平成24年3月に新たに策定した一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方を伺います。

次に、**再生可能エネルギーの導入**について伺います。

再生可能エネルギーの導入は、昨年3月の東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故により、エネルギーの選択は将来世代に影響の及ぶ極めて重要な課題であることを私たちは再認識し、温室効果ガスの発生抑制という目的をはるかに超えた、重要かつ緊急な問題ととらえることとなりました。事故が起きた場合に人知では対応することができないという事実を突きつけられた以上、原発依存度はゼロに近づける努力をするべきであり、そのために、自治体としては、再生可能エネルギーの利用を促進していくことは待たなしに求められていると考えます。

さて、本市では、5月に再生可能エネルギー導入専門委員会を設置しています。これまで、太陽光発電の補助に取り組み、平成24年度はその需要も大幅に伸びているようです。また、太陽熱利用への補助も新設されました。

そこで伺います。

再生可能エネルギー利用促進への取組実績について。そして、今後の見通しについてお聞かせください。



また、本年7月1日から電力の固定価格買取制度が始まりました。この制度を活用すれば、事業者として市が発電事業に取り組むことも可能であると考えますが、市の見解はいかがでしょうか。

次に、経済農政について伺います。

**農業振興における営農指導**についてです。

千葉市は、都市化が進展しながらも、温暖な気候と豊かな農地に恵まれています。それを生かし、千葉市農業は市場出荷はもとより、地産地消を掲げた直売や直接消費者と触れ合う観光農園など、多種多様で活発な農業経営により、市内や首都圏への新鮮で安心な農産物の供給基地として重要な役割を果たしてまいりました。近年、市民の農産物に対する意識や要望は、食生活の変化や健康・安全志向などを反映して多様化しており、農業経営体としての対応が重要になってきています。千葉市の農業経営の特徴は、施設栽培や観光農園など、農地を集約的、多角的に活用した農業生産や広い農地を活用した大規模な農業生産など、地域の特色を生かした多様な生産活動が展開されていることです。一方で、農業従事者が減少している状況は続いており、経営体としての実力をつけていくことが急務であると考えます。こうした中、市民が健康で豊かな食生活を送れるよう、特色ある都市農業を振興し、新鮮で安全・安心な農作物の安定供給に努めるためにも、農家の経営形態を踏まえた営農指導がますます重要となつてきていると考えます。

そこで、持続可能な農業経営体の育成に欠かすことのできない大きな役割を果たす営農指導について伺います。

一つに、営農指導の現状について。

二つに、営農指導の充実強化についてお聞かせください。

次は、**地域経済の活性化**について伺います。

長引く景気低迷により、本市経済を取り巻く環境は厳しいものとなっており、千葉市の経済の持続的成長が可能となるよう、地域経済の活性化を図ることが重要な課題であると考えます。平成19年の調査によると、千葉市内の事業所は、卸売業と小売業を合わせて、平成16年の7,788事業所から7,168事業所へと減少し、千葉市の事業所数は平成19年当時の政令市の中では最少となっています。一方、インターネットモニターによるアンケートでは、少量で買い物がしやすい地域の商店を求めているなど、地域経済活性化と結びつくような市民の願いがあります。平成23年度には、千葉市地域経済活性化戦略が策定されましたが、その中には、新事業や新産業の創出、人材育成、地域商業、サービス産業の振興が盛り込まれています。

そこで、千葉の現状を踏まえ、以下伺います。

今後、市は、起業家育成、企業誘致、人材育成、地域商業の活性化について、それぞれどのように力を入れていこうとしているのか、その取り組みについてお聞かせください。

次に、**雇用創出**について伺います。

近年急速に悪化した雇用情勢により、完全失業率の上昇、新卒内定率の低下、非正規雇用者割合の増加など、構造的な変化をもたらし、千葉市も例外ではありません。現在、平成24年から10年間を計画期間とした雇用促進マスタープランを策定し、パブリックコメントをかけているところです。

そこで伺います。

現状の千葉市内の雇用状況に対する市の見解、マスタープラン策定の市の考え方、そして、マスタープランの特徴についてお聞かせください。

次に、都市行政について伺います。

**公園施設を活用した財源確保**についてです。これまでの命名権導入の取り組みについて伺います。

ネーミングライツの取り組みは、1970年代にアメリカで始まりましたが、日本においては、2003年に公共施設での最初の導入事例である味の素スタジアム以降、地方自治体における公共施設の維持管理手法の一つとして全国的に定着してきています。千葉市でも、比較的早く2005年に蘇我球技場に命名権を導入し、フクダ電子アリーナといたしました。このような財源確保策は、財政健全化の取り組みとして位置づけられてきました。平成23年度の財政健全化プランの取組結果として、QVCマリンフィールドのネーミングライツも効果を上げているようです。

そこで、自主財源確保策として、公園施設を活用したこれまでの命名権導入の取り組みについて伺います。

また、昨年、花の美術館と稲毛海浜公園プールの2施設にネーミングライツを導入しようとして募集をしましたが、残念ながら手が挙がらなかったとのこと。その後、花の美術館の命名権の導入についてはどのようになっているのか、伺います。

次に、**海浜エリアの公園の活性化について**伺います。

平成 22 年 3 月のインターネットモニターに対して行った千葉市の都市イメージに関する市民アンケートでは、千葉市は海のある町というイメージを持っている市民が、気候が温暖で住みやすい町、東京都心に近い便利な町に続いて多くいました。千葉市には、幕張から稲毛までの人工海浜があり、その海岸線は 4.3 キロに及び、千葉市の魅力の一つでもあります。そこには、QVC マリンフィールド、ヨットハーバー、花の美術館など、特徴のある施設もあります。ことしは、千葉市の花火大会も幕張の浜に移され、30 万人が訪れたとのこと。また、稲毛海浜公園は、最近ではコスプレの会場として若者でにぎわっていると聞いていますし、土日は、子供連れの姿を多く見かけます。ところが、駐車場は午後 5 時で閉まり、飲食店やショップもほとんどありません。都市公園の縛りがあるかもしれませんが、公園内へのカフェの設置やマリンスポーツ関連のショップの誘導など、さまざまな工夫の余地があると思われます。幕張海浜公園は千葉県が、稲毛海浜公園は千葉市がと、異なる主体が管理をしていることで連携のしにくさもあるかもしれませんが、今後、この海浜エリアの両公園の活性化を図っていくことが、千葉市の魅力を高めていくためにも大変重要ではないでしょうか。

そこで、海浜エリアの公園の活性化について、現状と課題、そして、今後の方向性について伺います。

次に、建設行政について伺います。

**政令市移行 20 年の都市計画道路及び下水道の整備について**です。

千葉市は、平成 4 年 4 月 1 日に、全国 12 番目の政令指定都市に移行し、これを契機に、政令市のメリットを活用して、都市機能の充実や市民生活環境の向上のため、さまざまな施策を展開してきたと認識しています。都市基盤施設として、道路整備においては、区役所や駅へのアクセス強化、道路ネットワークの構築のため、都市計画道路などの幹線道路網の整備を積極的に進められており、市内の道路交通の改善が図られてきたと感じております。街路事業費は、平成 7 年度の 201 億 3,500 万円がピークでしたが、平成 23 年度は 27 億 5,900 万円となっており、今後の社会経済状況に照らすと財政的には厳しくなっていくことでしょう。下水道については、生活環境の改善のため積極的な普及促進に努めてきたことや安全・安心のまちづくりのため、浸水被害の軽減に向け、雨水施設の整備が促進されたことは評価するところです。

そこで、政令市移行 20 年の節目のこの時期に、都市基盤施設の根幹をなす都市計画道路及び下水道の整備について伺います。

- 1 点目は、政令市移行後の整備状況について。
- 2 点目は、主な整備の事業成果について。
- 3 点目は、今後の整備方針についてお聞かせください。

次は、消防行政について伺います。

**応急手当普及啓発活動について**です。

市民からの救急要請は年々増加の傾向にあり、本市での昨年 1 年間の救急要請件数は 4 万 9,970 件に上ったと聞いております。このような中で、救急車が到着するまでの間に傍らにいる人、いわゆるバイスタンダーの育成は特に重要であり、これについては、消防局において平成 5 年から応急手当普及啓発活動実施要綱を策定し、市民による応急手当の重要性を啓蒙し、救命講習会の受講を促進していることと認識しています。また、昨年の東日本大震災以降、地域での防災意識が高まり、住民が積極的にあらゆる場に参加しているところです。日常どこでも起こり得る急なけが人や急病人に対する応急手当についても、市民と協働した普及啓発活動が重要であると考えます。市民の中には、既に応急手当の講習会を指導できる資格、応急手当普及員の資格を持つ方たち、応急手当インストラクターがいると聞いております。この方々と協力して、市民と一体となった地域を意識した応急手当普及活動を推進できればと願うものです。さらに、今後の応急手当普及啓発活動をどのように推進していくのか、常に市民のニーズに沿った啓発活動が重要であると考えます。

そこで伺います。

市民と協働した救命講習会の開催について。

応急手当インストラクターについて。

応急手当普及啓発活動の今後の展望についてお聞かせください。

最後は、教育行政について伺います。

**教育研究の取り組みと教職員研修について**です。

近年、団塊の世代の大量退職に伴い新規採用教員が増加しており、採用から 10 年未満の若年層教員



が全体の3割を占めるほどになっていると聞いています。このような中で、子供たちの学びを保証するためには、若年層教員への研修を充実させることはもちろんですが、教職員全体の資質、力量の向上を図っていくことが求められていると考えます。本市では、千葉市学校教育推進計画が目指す子供の姿、夢と思いやりの心を持ち、チャレンジする子供を育てていくために、教職員の資質、力量を向上させることを目的とした取り組みが進められていると理解しております。また、昨年度は小学校、今年度から中学校で新学習指導要領が全面実施され、学校では順調に移行が行われていることと思います。これを受け、教育センターには、学校の教育活動を支援するための教育研究に取り組み、その成果を教職員に普及啓発することや教職員の指導力、実践力を向上させるための研修を企画、運営することが求められていると考えます。

そこで、教育センターの取り組みについて、3点伺います。

一つに、新学習指導要領の全面実施に対応した本市教職員のニーズにこたえるための教育研究の現状はどうなっているのか。

二つに、教職員に対してどのような研修を実施し、教育研究の成果を普及させているのか。

三つに、若手教員の資質、力量を向上させるためにどのような研修を行っているのか、お聞かせください。

最後は、**学力状況調査**についてです。

本市では、これまでも、わかる授業を通して子供たちの確かな学力の向上を図ることで、全国における学力はおおむね良好であると伺っております。さて、平成24年度の全国学力・学習状況調査の結果が8月8日に文部科学省から発表されました。今年度は、国語、算数、数学に加え、理科が加わった学力調査とともに、子供たちへの質問紙調査による学習状況調査が実施されました。その全国学力・学習状況調査が抽出で行われたこともあり、本市独自に学力状況調査を本年度から始めるということも伺いました。学習状況の調査は、千葉市の子供たちの学力等の実態を把握し、確かな学力を保証する上で必要なことと考えますが、最も重要なことは、調査の結果を詳細に分析し、これからの教育行政に生かしていくことであると考えます。

そこで3点伺います。

一つに、全国学力・学習状況調査からわかる千葉市の子供たちの学力と学習に対する関心、意欲、態度について。

二つに、千葉市学力状況調査の目的と概要について。

三つに、千葉市学力状況調査結果の生かし方についてお聞かせください。

以上で、1回目の質疑といたします。

熊谷市長

ただいま、未来創造ちばを代表されまして、福谷章子議員より市政各般にわたる御質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。

初めに、**平成23年度決算**についてお答えをいたします。

まず、**重点的に取り組んだ施策**についてですが、地域活性化への取り組みでは、雇用対策として、国の緊急雇用創出事業などを活用し、新たな雇用を創出したほか、中小企業支援として、増大する中小企業の資金需要に対応するため融資制度の支援メニューを充実しました。また、将来への投資として、医療の充実では、小児用肺炎球菌ワクチンなどの接種費用を全額助成したほか、子育ての充実では、保育園の整備による受け入れ児童数を拡大するとともに、子ども医療費助成の通院医療費の助成対象を拡大しました。さらに、介護の充実やきずな社会の再生では、特別養護老人ホームの整備助成や三世代で居住する住宅の購入費用の助成を行ったほか、教育の充実では、適応指導教室の増設や特別支援教育指導員を増員するなど、未来を見据えた地域活力の推進に努めたところであります。

次に、**セーフティーネットの今後**についてお答えをします。

まず、生活保護についてですが、経済情勢が今後急激に上向くとは考えづらいこと、また、高齢化がますます進展することに加えて、今後、貯蓄のない高齢者が増加していくことが見込まれることから、当分の間、生活保護の受給者数の増加傾向は続くと考えております。

次に、**国民健康保険**についてですが、医療費の増大などにより財政運営がより一層厳しくなることが見込まれており、アクションプランに基づく対策を講じたとしても、平成26年度で約29億5,000万円の単年度収支不足が生じると推計されます。

次に、**財源の確保**についてですが、生活保護費は4分の3を国費、4分の1を市町村が負担することになっていますが、本来は全額を国費で負担すべきであると考えております。また、国保については、制度的な財政基盤の脆弱さを抱えており、制度の抜本的改革が必要と考えておりますが、本市と

しても、自主財源の確保に取り組まなければならないと考えており、保険料の収納率を向上させることはもちろんですが、歳出に見合った保険料の見直しなどにより、一般会計からの法定外繰り入れを除いた場合の実質収支を改善していく必要があると考えております。

次に、**国に対しての働きかけについて**ですが、生活保護については、自立支援など、喫緊の課題への対応を迅速に行うとともに、保護費の全額国庫負担が実現するまでの間、当面の地方負担に対する財政措置を講ずること、また、国保については、医療保険制度の抜本的な改革や財政基盤の強化などについて、指定都市市長会などを通じて、また、市単独でも要望を行っております。

次に、**情報政策について**お答えします。

まず、現状のソーシャルネットワークサービス、いわゆる**SNSの活用状況について**ですが、本市では、現在、情報発信の新しいツールとして、ツイッターとフェイスブックを活用した情報の発信を行っております。ツイッターにつきましては、まず平成22年4月、シティセールスの推進を目的に、本市の魅力やタイムリーな情報を発信する手段として運用を開始し、同年7月には、双方向性を生かしたツイッター版対話会を開催するため、広聴課のツイッターアカウントを立ち上げました。さらに、昨年の東日本大震災をきっかけとして、震災直後の13日に、計画停電などの災害情報を発信するため、広報課のツイッターアカウントを立ち上げたところであり、現在は市政情報や施設の情報、イベント情報、緊急情報などの発信に活用しており、約1万9,000人がフォローをしています。

次に、フェイスブックにつきましては、文字数の制限を受けず、写真などを活用することでより効果的な情報発信が可能なツールとして、昨年11月に運用を開始いたしました。また、今年度新たに、全庁的なSNSの活用方法を検討するため、動物公園や中央図書館、病院局、人事委員会、中央区役所でツイッターやフェイスブックを実験的に立ち上げたところでもあります。

次に、従来からの発信方法との使い分けについてですが、従来からの主な情報発信媒体である市政だよりやホームページは、市政全般の情報を広く市民へお伝えする媒体であると考えております。これらの情報媒体に加え、より多くの方々にさまざまな媒体から必要な情報が行き渡るよう、即時性や伝播性、双方向性にすぐれ、また、SNSの特性であるプッシュ型の情報発信手段として、ツイッター、フェイスブックを活用しているところであり、今後もSNSを初め、さまざまな媒体による積極的な情報発信を行ってまいります。

これは、今までの情報発信との違いというのは、今までは、情報発信をする主体と受け手という一対一の関係、まあ、双方向と言っても、せいぜいその一対一の関係は超えなかったわけですが、この、いわゆるソーシャルネットワークサービスというのが、なぜここまで人々の間で使われているかというと、結局のところはその情報の受け手同士で情報が共有でき、そして議論が促進されるという、この特性が今までのコミュニケーション手段にはなかったものを提供しているので、ここまで私は世間において普及をされていることだというふうに思っていますし、海外で、それが民主主義の一つの伝播のツールとして世界各国、まあイスラムの社会などで革命のツールとして使われたということだと私は思うんですね。ですから、大事なことは、今までと同じような広報とか情報発信というような考え方で、今まで出していたものを単にこのメディアで出している限りは、余り大して効果は発揮されませんので、こういう特性を生かしたような、いわゆる情報の提供の仕方であり、また材料の提供という考え方を持つ必要があるというふうに考えています。

次に、**意思形成過程の情報発信についての考え方と今後の展望について**ですが、市民の積極的な市政への参加を促すためには、市政運営に関する情報を市民に対して具体的に明らかにするとともに、市民一人一人がまちづくりの主体であるという気持ちをお持ちいただくことが重要であり、そのためには、市の意思形成過程の情報においても、可能な限り提供していくことが望ましいと考えております。現在、附属機関の会議や予算編成過程の公開、パブリックコメントや市民との対話会等を通じて、意思形成過程の情報を発信しておりますが、今後も都市計画高度地区における高さ制限など、市民に大きな影響と関心をいただけるような施策については、方向性が明らかになった段階で積極的に情報を発信し御意見を伺うなど、市民ニーズの的確な把握と情報施策の充実に努め、公正で開かれた市政を推進してまいります。

次に、**公共サービスの公開について**お答えをいたします。

まず、**情報提供とオープンデータの違いについて**ですが、情報提供は市民にとって有用と市側が判断した情報を公開することです。一方、オープンデータは、インターネットの普及、行政情報の電子化などを背景に、公共機関が税金でつくり管理しているデータを、二次利用が可能な形で積極的に公開する考え方でございます。これにより、行政が保有するデータを社会がその使い方を考えて、

効果的に利用して新たな価値を創造することを期待するものであります。

次に、**オープンデータに対する本市の現状について**ですが、統計情報を初め一部の情報については、二次利用が可能な形で公開しております。また、オープンデータの必要性については認識しておりますが、対応をまとめた指針等は策定をしておりません。

次に、**今後の取り組みの方向性について**ですが、市民一人一人に身近な形で税と公共サービスの関係を見える化するなど、新たな価値の創造が可能となるよう、市が保有するデジタルデータを市民に提供するオープンデータ制度を検討してまいります。

次に、**子供の居場所について**お答えをいたします。

まず、**子供の居場所に求められる機能について**ですが、子供の安全・安心な活動場所の確保を初め、相談支援、学習支援、子供の見守り、さらには子供たちが主体的に行うさまざまな活動を支援する機能が必要であると考えております。また、多くの地域の方々や学生ボランティアの参加を初め、子供たちの目線に立ち、何でも相談でき、信頼できる大人がいて、子供たちが伸び伸びと充実した時間を過ごせる環境づくりや自立する力、生きる力を身につけ、子供たちがみずから健やかに育つことができる居場所の提供が重要であると考えております。

次に、**子供の居場所についての総括について**ですが、本市では、子供の居場所に資する事業として、放課後に小学校の施設等を活用した放課後子ども教室を初め、昼間家庭に保護者のいない、原則小学校低学年児童を対象に生活の場を提供する子どもルーム、大型児童館としての機能を持つ子ども交流館があり、さらには新たなモデル事業として、信頼できる大人のいる安全・安心な居場所としてのこどもカフェを展開しております。平成 23 年度については、放課後子ども教室では全小学校で 6,859 人の利用があり、子どもルームでは 105 小学校区 118 カ所で 6,413 人の利用があったほか、2 カ所の新設及び 1 カ所の増設を図りました。また、子ども交流館では、延べ 8 万 7,000 人の子供たちの利用があり、多くの子供たちに利用されているほか、新たな試みとして、美浜区でモデル運営を開始したこどもカフェについては、半年間で延べ 244 人の利用があり、それぞれの事業で内容の充実が図られたことにより、一定の成果を上げたものと認識しております。

次に、**今後の取り組みについて**ですが、放課後子ども教室については、今年度事業を実施する上で中心的役割を担うコーディネーターの連絡協議会を設置し、情報交換や研修等を行うことにより、さらなる事業の内容の充実を図っているところであります。子どもルームについては、引き続き未設置小学校区について整備を進めてまいります。先般成立した子ども・子育て関連三法において、制度の大幅な改正等が盛り込まれているため、法施行に向け、今後の国の動向を注視するとともに、適切に対応してまいります。こどもカフェについては、本年 10 月から 2 カ所目の開設に向け、現在準備を進めておりますが、今後モデル運営を検証した上で、事業内容の充実や運営方法及び施設拡充について検討してまいります。子ども交流館については、児童の健全育成の拠点施設としての機能拡充を図り、こどもカフェとの連携や技術支援を初め、居場所づくりの推進に資する自主事業の充実等を図るなど、未来を担う子供たちが大きな夢を持ち、明るく心豊かに育つ町の実現を引き続き目指してまいります。今後ですが、次世代育成支援行動計画後期計画において、平成 26 年度までに子供の居場所のあり方について検討することとしており、必要に応じ既存事業の実施方法等について再検討してまいります。なお、検討に当たっては、施設を活用した既存制度にとらわれず、さまざまな社会資源を活用した手法を含めて検討してまいります。

次に、**補助金の見直しについて**お答えをいたします。

まず、**平成 23 年度の取り組みについて**ですが、市民等へ補助目的や市が期待する効果等を説明するとともに、市と補助事業者が情報を共有することで補助金の効果が一層高まることを目指して、24 年度事業として予算化した補助金全体を把握できる一覧及び概要書を公表する補助金の見える化を実施いたしました。一方、補助金の見直しを進めるに当たり、補助金交付先の事業の成果や効果を評価する必要があること、団体運営補助金については、交付先の財政状況を明らかにして補助金の必要性を評価する必要があることなど、さまざまな課題があることから、24 年度の取り組みとしましては、補助の公益性や効果等を検証する新たな事務事業評価シートを作成し、補助金のさまざまな問題点について評価した上で、補助金の見直しを進めてまいります。

次に、**焼却ごみ 3 分の 1 削減について**お答えをいたします。

平成 19 年 3 月に策定したごみ処理基本計画の 5 年間の総括と新たに策定した計画の基本的な考え方についてですが、前ごみ処理基本計画では、焼却ごみ 3 分の 1 削減をビジョンに、焼却ごみ 25 万 4,000 トンを目標に資源物や可燃ごみの収集回数の見直し、ごみステーションでの早朝啓発、雑がみ



分別大作戦による自治会、公民館、コミュニティセンター等のごみ減量説明会、小学生を対象としたごみ分別スクールなど、さまざまな施策を実施した結果、5年間で焼却処理量は33万トンから26万5,000トンと、6万5,000トンの削減ができ、計画より2万トン多く削減ができたところです。平成28年度の目標値である25万4,000トンまで残り1万1,000トンとなっていますが、削減量は年々少なくなっており、23年度の削減量は、目標値6,000トンに対し2,000トンと、厳しい状況になっております。

そこで、焼却ごみのさらなる削減と再資源化率の向上を目指すことを目的に、市民、地域、事業者、行政が今よりも一歩先へ進んだ取り組みを協働して実施していくため、平成24年3月に、新たなごみ処理基本計画を策定いたしました。この計画では、市民、事業者、市の協働による、ごみを出さない社会づくりの推進、分別の徹底、推進、拡充による高度な資源化への挑戦による焼却ごみの継続的な削減、低炭素、資源循環へ貢献する経済・効率性と安定・継続性にすぐれたシステムの構築、この三つを基本方針とし、家庭ごみの手数料徴収を初め、未実施3事業を位置づけ、さらなる焼却ごみ量の削減により安定的な処理体制を実現するため、各種施策を展開してまいります。

次に、**海浜エリアの公園の活性化について**お答えをいたします。

まず、現状と課題についてですが、稲毛海浜公園は、花の美術館などを有し、市内外の多くの人々に親しまれていますが、検見川地区は施設内容が限定的であることから、利用者が固定化しており、利用者数も低迷しております。幕張海浜公園の海沿いのエリアは、QVCマリンフィールドのあるFブロックや、その花見川方向に続くD、Eブロックなどで構成されております。このD、Eブロックは平成7年度に開催された全国都市緑化フェアの幕張会場として使用されましたが、それ以降はイベントなどで活用されているものの、ふだんは比較的用户数が少ない状況にあります。また、両公園は、樹木が成長したことにより海が見えにくく、海を身近に感じるができない状況にあります。人工海浜を含めた両公園の活性化は、本市の湾岸地域全体のにぎわいの創出につながることから、この地域の持つポテンシャルを最大限に引き出していく必要があると考えております。

最後に、**今後の方向性について**ですが、稲毛海浜公園検見川地区については、民間活力を導入してリニューアルを図る方向で現在検討を進めております。また、視覚的に海を印象づけ、海をより身近に感じていただけるようにするため、樹木の間伐などを進めてまいります。幕張海浜公園D、Eブロックについては、千葉県が昨年度から活性化に向けた調査を進めているところであります。現在、両公園を含めた海辺の活性化に向け、県市間の連絡調整会議を設置し検討を始めたところであり、今後この会議の中で管理運営に関する連携を強化し、ハード・ソフト両面でにぎわいを創出する新しい仕掛けづくりを進めてまいります。

以上で答弁を終わります。私の答弁以外につきましては、両副市長、教育長並びに所管局長から答弁をいたします。

藤代副市長

市長答弁以外の所管についてお答えをいたします。

初めに、**服務規律の確保について**お答えをいたします。

職員による不祥事の防止についてですが、本市職員による不祥事が続いておりますことにつきましては、心からおわびを申し上げますとともに、まことに残念でなりません。不祥事を防止するためには、職員一人一人への服務規律の徹底や良好な職場環境づくりを進めていく必要があると認識しております。不祥事防止への対応といたしましては、これまでも、年度当初及び年末年始等において、全職員に対し依命通達により綱紀の保持の周知徹底を図るとともに、全所属長を対象とした公務員倫理研修を実施しているほか、各局区に服務管理者を設置し、各局区単位での研修、啓発や定期または臨時の職場訪問を実施しているところであります。しかしながら、不祥事が続いている現状を踏まえ、新たに、全局部長を対象として具体的な不祥事の事例を踏まえた研修を10月に実施し、まず幹部職員から改めて意識づけを行います。また、従前から行っている全所属長に対する公務員倫理研修について、不祥事事例を踏まえた内容に見直しを図るほか、発生した不祥事の具体的な内容を庁内に周知し、類似の状況がないかなど、服務や事務事業の進め方についての点検を各職場においても進めてまいります。さらに、良好な職場づくりも不祥事防止には必要であると考えことから、職員同士の活発な意見交換や支え合いが行われる、コミュニケーション豊かな職場の雰囲気醸成に努めてまいります。

次に、**市民公益活動の取り組みについて**お答えをいたします。

まず、NPO法人の所轄庁変更の周知と4月以降の状況についてですが、所轄庁変更の周知につきましては、平成23年6月の特定非営利活動促進法、いわゆるNPO法の改正法成立後、内閣府はリーフレットの配布や広報等を全国的に行ったほか、本市におきましても、県と連携を図り、NPO団体

へのメールマガジンを活用するとともに、本年1月には市民活動センターの登録団体あてに周知文を郵送し、また同センターにも掲出しました。このほか、市政だよりやホームページに掲載するなど、所轄庁変更などを中心に、改正法の周知を図ったところであります。

次に、4月以降の状況についてですが、8月末時点での認証の申請件数は42件で、内容といたしましては、設立認証済みが5件、定款変更認証済みが10件、縦覧・審査中が27件であります。

次に、所轄庁となったことの利点や期待できること及びNPOへの支援についてですが、近年ソーシャルビジネスやコミュニティビジネス等の手法により、社会的課題や地域的課題に取り組むことがふえており、本市との協働の担い手としてもNPOが果たす役割は重要であると認識いたしております。今年度から所轄庁となったことで、これまでよりもNPOと接する場がふえることから、その中で届いてきた声などを参考に、今後の施策に生かしていきたいと考えております。また、7月に初めて行った法人設立説明会を初め、法人の設立や活動の拡充が図られるよう、活動基盤や組織基盤の強化につながる支援についても検討してまいります。

次に、文化振興についてお答えをいたします。

まず、子供の文化芸術活動の充実についての具体的な取組状況ですが、文化芸術振興計画に基づき、参加型・体験型活動を推進するため、青少年を対象に、毎年さまざまな芸術文化の分野においてワークショップや発表会を実施しております。平成23年度は、ストリートダンスや和太鼓に取り組み、文化芸術活動に参加する機会の充実を図りました。また、学校と連携し、市美術館では、鑑賞教育の一環として、平成23年度は20校1,338名の児童生徒の団体を受け入れ、豊かな芸術に触れる機会の提供に努めました。さらに、今年度は邦楽の継承、発展を図るため、邦楽演奏家が直接市内の中学校5校へ出向き、邦楽の魅力を伝える授業を行うとともに、文化ホールでワークショップを実施する予定であります。今後の取組みについてですが、外部有識者による文化芸術振興会議において、子供たちが多様な文化芸術を体験することの重要性についてのさまざまな御意見をいただいていることから、教育委員会との連携により、子供たちが文化芸術活動に親しめるような体制づくりや将来の文化芸術活動の担い手を育てるための取組みを行ってまいります。

次に、地域主体の文化支援についてですが、地域の特色ある文化芸術の振興は、市民、団体、企業、大学などの各地域主体がそれぞれの役割を明確にしつつ相互に連携していくことが重要であります。このため、市の役割は、地域を構成する各主体のつながりを強化し、より発展的な文化活動ができるような仕組みを創出していくことが必要であると考えます。現在の取組みといたしましては、市内アマチュアアーティストと地域団体との連携を図り、各区で音楽イベントを実施したり、芸術文化新人賞受賞者の活動を市の広報ラジオ番組などを通じて紹介し、さまざまな支援を行っております。今後は、地域を構成する各主体のニーズの把握に努めるとともに、地域主体の文化支援については、現在、文化芸術振興会議が審議中ですので、その御意見を踏まえ、より効果的な施策に取り組んでまいります。

次に、障害者福祉施策の推進についてお答えをいたします。

まず、障害者総合支援法の内容についてですが、障害の有無にかかわらず、基本的人権を享有する個人としての尊厳を規定した改正障害者基本法を踏まえて、目的の改正や基本理念の創設が行われたことは意義あるものと考えております。また、障害者の範囲を見直して、制度の谷間のない支援を提供する観点から、難病の方々が新たに障害福祉サービス等の対象となることや、障害者に対する支援として重度訪問介護の対象が拡大されたことなどは、地域で生活するために必要な支援をより多くの方に提供できることになるものと考えております。

次に、円滑な施行に向けた取組みについてですが、本年（後に「来年」に訂正）4月1日から難病の方々が新たに障害福祉サービス等の対象となるため、これらの方々のサービスの利用に支障のないよう、市政だより等による広報や関係団体、対象者等への説明を行ってまいります。また、平成26年4月1日施行の重度訪問介護の対象者拡大やケアホームのグループホームへの一元化につきましては、支給決定手続が円滑に行われるよう、今後も引き続き国の情報の収集に努め、適切な措置を講じてまいります。失礼しました、来年4月。本年と申し上げましたが、来年4月1日から難病の方々が新たに障害福祉サービス等の対象となるためと訂正させていただきます。失礼いたしました。

次に、地域での支え合いの仕組みについてお答えをいたします。

まず、地域支え合い体制づくり事業の現状と課題についてですが、多くの団体がふれあいサロンなど集いの場の設置や高齢者宅への訪問による安否確認、買い物支援などに取り組んでおります。地域の高齢者からは、訪問してくれて安心できる、子供たちが学校帰りにサロンに顔を出すようになり楽



しいなどの声が聞かれます。また、新たにNPO法人を立ち上げ、運営資金の確保に乗り出したり、地域住民に積極的に活動を紹介しボランティアをふやすなど、活動を発展させているところもあります。一方で、運営資金やボランティアなどの人材の確保が困難なため、当初計画どおりの活動ができない団体も見受けられ、現在このような団体に対して、成功している団体の事例を示し問題点を洗い出すなど、事業の推進に向けた助言、指導を行っております。

次に、**今後の取り組みについて**ですが、地域に芽生えた支え合いの活動を継続させることが重要であると考えており、社会福祉協議会などと連携して、助言などの支援を行ってまいります。また、このような取り組みを他の地域にも広げるために、順調に活動している団体をホームページで紹介するとともに、新たに活動を開始する団体には、地域見守り活動支援事業を活用して、支援してまいります。あわせて、10月に24カ所となるあんしんケアセンターが地域で活動する団体と連携し、買い物支援等の活動内容を情報提供するなど、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう支援してまいります。

次に、**児童虐待への対応について**お答えをいたします。

まず、**本市における児童虐待の発生防止、早期発見、早期対応の取り組み**ですが、発生防止につきましては、母子健康手帳交付時に保健師による丁寧な面接を行い、望まない妊娠などを把握した場合には家庭訪問を行うなど、妊娠早期からの支援を開始しております。また、親の孤立化を防止し、育児不安や育児負担を軽減するため、出産直後のエンゼルヘルパーの派遣を初め、その後の家庭訪問や各種健診の場を利用した相談等により、家庭の状況に応じたきめ細やかな支援に努めております。早期発見につきましては、新生児訪問や2カ月児訪問、乳幼児健診受診時の相談のほか、健診未受診者に対しては専門職による訪問などを強化しており、問題を抱えている家庭を早期に把握できるよう努めております。なお、発生防止や早期発見に当たりましては、関係機関はもとより、社会全体での取り組みが必要であることから、毎年11月の児童虐待防止月間にオレンジリボンキャンペーンを実施し、広く市民の方々に対して、児童虐待問題の広報と、虐待を受けたと思われる児童の通告を呼びかけるなど、児童虐待の防止に向けた広報、啓発を行っております。早期対応につきましては、24時間365日体制で児童相談所等において通告を受け付けており、本市では、国の基準を上回る原則24時間以内に職員が対象の家庭などを訪問し、児童の安全確認をするなど、迅速な対応に努めております。

次に、**本市における関係機関との連携について**ですが、民生・児童委員、保育所職員や幼稚園職員、教員等関係機関の方々に対し、積極的な虐待通告について周知、啓発を図っており、その結果、さまざまな関係機関から通告をいただき、児童虐待の早期発見と適切な対応につながっているものと考えております。さらに、千葉県こども病院を事務局とした千葉県児童虐待対応研究会におきまして、県内参加医療機関や県児童相談所等と意見交換や事例検討を行うことにより連携強化を図っているところであり、今後とも一層の早期発見と通告しやすい環境の整備に努めてまいります。

次に、**児童虐待を受けた子供に対する保護、自立支援等の取り組みについて**ですが、児童相談所では、児童の安全を最優先に考え、虐待者との分離を図ることが必要な場合には、児童相談所長の判断により、一時保護を行っております。この一時保護をしている子供につきましては、家庭に帰すことができるよう、家族の状況や課題等を把握し、保護者に対する助言、指導や子供の心のケア等、家庭復帰に向けた家族間の調整を行います。この調整が困難な場合につきましては、児童養護施設等に入所させることにより、健全な育成を支援しております。また、義務教育終了後につきましては、必要に応じて自立援助ホームやファミリーホーム等への入所を検討するほか、住み込み就労の支援なども行っております。

次に、**平成23年度の児童虐待の対応についての評価及び今後の施策の充実について**ですが、平成23年度の虐待対応件数は572件であり、22年度の436件と比較して136件、31%の増加となっております。虐待の種類では、心理的虐待が最も多く260件で、全体の45%を占めており、虐待対応件数は過去最多の件数となりましたが、児童相談所では24時間365日切れ目のない対応と、原則24時間以内の安全確認を行う取り組みを徹底することで、重篤に至る事例もなく、おおむね適切に虐待事案に対応できたものと考えております。また、昨年度は虐待の初期対応に当たる虐待対策係の職員を1名増員することで体制を強化し、さらに本年度は警察官OBを1名配置するなど、体制の一層の強化に努めております。

次に、**今後の施策の充実につきましては**、児童虐待のパンフレットを作成し、広く市民に呼びかけて地域ぐるみで児童虐待の早期発見を図ることができるよう努めるとともに、各区のこども家庭課との協力、警察等関係機関との連携、さらには要保護児童対策地域協議会の活用等を一層推進すること



により、初期対応の体制強化のみならず、継続ケースの対応についても万全な体制整備に努めてまいります。

次に、**DV防止対策について**お答えをいたします。

まず、**本市におけるDV被害の実態や原因等の分析について**ですが、本市におけるDV被害の実態につきましては、相談件数について見ますと、平成21年度は1,348件、22年度が1,385件、23年度は1,461件と、年々増加傾向にあります。また、平成23年度に20歳以上の市民3,000人の無作為抽出により実施した、配偶者等における暴力に関する調査によれば、女性の約3人に1人がパートナーから暴力被害を受けたことがあるとの結果が出ております。一方、配偶者等からの暴力について相談ができる窓口の認知度は全体の約3割と低い上、暴力を受けたのに相談しなかった人は約4割となっていることから、DV相談件数が毎年度増加傾向にある中、いまだ相談に至っていない潜在的被害者が多くいることが推測されます。さらに、配偶者間で暴力を振るうことについての意識では、特に20代において、場合によっては暴力を容認するという考え方が他の年代と比べて高い傾向が見られ、若年層に対してDV防止のための正しい知識の啓発が必要な状況がうかがえます。なお、平成23年度に本市で実施したDV被害者への面接調査によりますと、被害者の多くは、みずからの被害がDVであることの自覚が低く、なかなか相談に至らないという実態や今後の生活、身の安全確保に関する事など、さまざまな不安を抱えて生活している状況が明らかとなり、DVについてのさらなる啓発と不安を解消するための支援が必要であると認識いたしております。

次に、DVの原因については、内閣府の女性に対する暴力に関する研究によりますと、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識などの社会的、構造的な問題が背景となっているとされております。

次に、**本市におけるDV防止対策の取り組みの現状と課題について**ですが、各区保健福祉センターや男女共同参画センターに相談員を配置し、被害者支援のための相談を実施しているほか、市では、緊急時に警察や千葉県等と連携を図り、迅速な一時保護につながるような支援を行っております。さらに、被害者が行政手続等で窓口を訪れた際、情報の流出等、いわゆる二次被害を受けないよう、DV被害者に対する理解を深め、窓口での対応力を向上させるため、主に区役所職員を対象とした研修を実施しております。また、要保護児童対策及びDV防止地域協議会の代表者会議に、DV問題の専門家を加え、意見聴取も行えるよう取り組んでおります。課題といたしましては、まだ相談に至っていない潜在的な被害者を減らしていくため、さらなる窓口の周知と相談体制の充実を図り、さまざまな不安を抱えて生活している被害者の立場に応じたきめ細やかで切れ目のない支援を強化するとともに、若年層に対するDVに関する意識啓発を推進していくことが必要であると考えます。

最後に、**計画を推進するための課題について**ですが、DVは配偶者等という親密な間柄で起こるため、周囲の十分な理解が得られにくく、また周囲も個人の問題として、積極的なかかわりをためらう傾向があり、被害者の支援につながりにくい現状があることから、DV被害者の現状と課題を広く周知、啓発するとともに、本計画の基本理念であるDVの根絶に向けて、相談体制の充実や関係機関とのさらなる連携の強化に努めるなど、一つ一つの施策を着実に実施してまいりたいと考えております。

徳永副市長

市長答弁以外の所管についてお答えします。

初めに、**再生可能エネルギーの導入について**お答えします。

まず、**再生可能エネルギー利用促進への取組実績と今後の見通しについて**ですが、本市では、地球温暖化対策推進計画等に基づき、平成23年度末までに、生涯学習センターなど27の公共施設に太陽光発電設備を設置するとともに、住宅用太陽光発電設備について、平成13年度から11年間に1,031件の助成を行ってまいりました。また、平成24年度には太陽光発電設備設置費の助成を年間500件に拡充するとともに、新たに太陽熱利用給湯システムについても50件の助成制度を開始したところです。今後の見通しですが、太陽光、太陽熱に加え、市の特性を生かし、工場廃熱や地中熱の利用を盛り込んだ再生可能エネルギー導入計画を策定し、再生可能エネルギーの一層の導入を図ってまいります。

次に、**本市が発電事業に取り組むことについて**ですが、再生可能エネルギー固定価格買取制度を活用して本市が発電事業を行い、売電収入を得ることもできますが、発電設備や電力を既存の商用電力の送電網に連系するためには多額の初期投資が必要となるなど課題がございます。そこで、発電設備の設置場所を事業者を提供するなど、事業者の発電事業を実施しやすい環境を整備することで、地域の再生可能エネルギーの普及に努めていきたいと考えております。

次に、**地域経済の活性化について**ですが、起業家育成につきましては、既存のインキュベート施設

に加えて、今年度新たに 30 席程度のフリースペースを設けたインキュベート施設を設置し、アイデアの段階からの企業支援を行ってまいります。また、企業誘致につきましては、市内の事業所数の増加を目指し、年度当初より企業立地補助金制度の大幅な拡充と積極的な誘致活動を行っており、成果が上がりつつあります。産業人材の育成につきましては、中小企業が次代の地域経済を担う人材を安定的に確保、育成できるよう、ビジネススクールや商業者育成講座の充実を図ってまいります。地域商業の活性化につきましては、中心市街地における商業集積の強化策を検討するとともに、商業者が地域ニーズにこたえる独自性の高い取り組みや商学連携などの新たな取り組みを支援してまいります。

次に、**雇用促進マスタープラン**についてお答えします。

初めに、**市内の雇用状況に対する見解**についてですが、マスタープラン策定に当たり、その基礎資料とすることを目的に、平成 23 年 1 月に、千葉市雇用状況実態調査を実施しました。この調査で、最近の景気動向や 1 年前と比べた売上高がともに悪化していると回答した事業者が 60%を超え、今後二、三年の経営状況見通しでも 30%の事業者が悪化すると回答しております。また、正社員の過不足感では、34 歳以下の正社員が不足しているとした事業者が 30%ありましたが、今後正社員をふやす予定があるとする回答は 14%にとどまっております。さらに、調査実施日現在、新卒学生の採用予定があるとする事業所は 20%であり、市内の雇用状況は依然として厳しい経済状況を反映したものとなっております。

次に、**マスタープラン策定の考え方**についてですが、従来、雇用・就労施策は、主として国、都道府県が行ってきましたが、平成 12 年に改正された雇用対策法では、地方公共団体も地域の実情に応じた雇用施策を講ずることが努力義務として規定されました。このマスタープランは、本市の雇用に関するさまざまな課題を把握し、国、県との連携や国、県が実施する施策を補完するため、本市の実情に応じた独自の雇用・就労関係施策を取りまとめることを目的に策定しました。

次に、**マスタープランの特徴**についてですが、本市では、これまで国と共同で実施するふるさとハローワークによる職業紹介や仕事の悩みについての労働相談、個別に就労相談を行うキャリアカウンセリングなどの就労支援事業を行ってまいりましたが、プラン策定に先立ち実施した雇用実態調査をもとに、本市が抱える雇用の現状と課題について分析を行い、多様化する雇用・就労ニーズに対応するべく、これらの事業の対象者を明確にし、対象者それぞれに具体的支援策を明示することとしております。また、プランの達成度をはかるため、計画期間を 10 年として具体的数値目標を設定するとともに、計画期間の前半 5 年間で、新卒・既卒者を含む若年層の雇用対策を重点的に取り組むこととしております。

次に、**公園施設を活用した財源確保のこれまでの取り組みと今後の方針**についてお答えします。

まず、**これまでの命名権導入の取り組み**についてですが、施設の維持管理費を賄うための自主財源を確保するとともに、施設の充実やスタジアムをランドマークとした地域交流の活性化を図るため、命名権を導入しました。導入施設についてですが、蘇我スポーツ公園内の施設である蘇我球技場、多目的広場及び庭球場については、各施設の整備完了に合わせ、平成 17 年 10 月、平成 20 年 4 月、平成 23 年 4 月に順次導入し、千葉マリスタジアムについては平成 23 年 3 月に導入しました。蘇我球技場、多目的広場及び庭球場の 3 施設における命名権については、フクダ電子株式会社と契約しており、平成 17 年度から 23 年度までの実績額は税抜きで合計 4 億 7,000 万円、平成 24 年度は 3,000 万円となっております。また、千葉マリスタジアムにおける命名権については、株式会社 QVC ジャパン、千葉ロッテマリーンズ、千葉市の三者で契約しており、契約期間は 10 年間、税抜きで年間 2 億 7,500 万円を千葉ロッテマリーンズと折半しております。

次に、**花の美術館の命名権の導入**についてですが、昨年 12 月に稲毛海浜公園プールと合わせて募集を行った結果、応募がなかったことから、今年度は、命名権の導入に伴う道路案内標識などの変更については市が費用負担するなどのスポンサーメリットに関する募集条件を改め、平成 24 年 8 月 8 日から 3 カ月間、命名権スポンサー企業の募集を行っております。契約金額は原則として年間 300 万円以上を希望しておりますが、名称案や地域貢献に関する附帯提案の内容によっては、300 万円未満での導入も考えております。また、契約期間は 3 年以上を希望しており、今後平成 25 年 1 月末までに基本合意した場合は、平成 25 年 4 月 1 日から使用を開始いたします。

次に、**政令市移行 20 年の都市計画道路及び下水道の整備**についてお答えします。

まず、**政令市移行後の整備状況**についてですが、平成 3 年度末の都市計画道路の整備率は 53.8%でありましたが、移行後 20 年間で 74.5 キロメートルを整備し、平成 23 年度末で 71.0%となっております。また、下水道汚水処理普及率は 68.2%でありましたが、移行後 5,338 ヘクタールを整備し、平



成 23 年度末で 97.2%となっております。さらに、雨水対策では、中央雨水貯留幹線、宮崎雨水貯留幹線、寒川雨水幹線、こてはし台雨水貯留管などの雨水管を約 90 キロメートル整備しております。

次に、主な整備の事業成果についてですが、都市計画道路については、J R 千葉駅前の地下道が平成 7 年に開通し、駅前の交通混雑が解消されました。J R 誉田駅では、平成 18 年に橋上駅舎と南北自由通路及び北口駅前広場の整備により北口にバスが乗り入れられ、駅や地域間の利便性が向上しました。平成 22 年には、新港横戸町線が開通し、千葉都心部の大型車交通路が減少し、交通環境が改善されました。また、下水道では、汚水処理を最優先課題として取り組んできたことにより、より多くの市民が快適な生活を享受できるようになり、水辺の環境も改善されました。雨水対策では、平成 18 年に宮崎雨水貯留幹線の供用により、蘇我駅周辺などの浸水被害が軽減いたしました。

最後に、今後の整備方針についてですが、都市計画道路については、社会経済情勢を見据え、社会資本整備総合交付金などさまざまな財源の活用を図りながら、幹線道路ネットワークの形成、地域経済の活性化及び市民生活の安全・安心などにつながる道路整備を推進してまいります。また、下水道については、膨大な資産を適正に管理するため、下水道事業中長期経営計画に基づき、老朽化の進む施設の改築更新や耐震化などに着実に取り組んでまいります。

教育長

初めに、教育研究の取り組みと教職員研修についてお答えをいたします。

まず、新学習指導要領の全面実施に対応した教育研究の現状についてでございますが、新学習指導要領では、すべての教科等で、言語活動の充実を図ることが教育課程の編成方針に示されておりまして、その対応が喫緊の課題となっております。教育センターでは、平成 21 年度から言語活動の充実を図る学習指導のあり方について研究を進め、その成果を研究紀要及び実践事例集等にまとめてまいりました。また、平成 23 年度からは、全国的に言われておりますいわゆる理科離れの傾向を改善するために、いち早く理数教育の重視を目指した研究を行い、小中学校教員向けに授業ガイドブックを作成いたしました。これらの研究成果は、各学校に配布するとともに、教育センターのホームページ上にもアップロードするなどして、現在求められております教員の資質、力量の向上に努めているところであります。

次に、教職員研修と研究成果の普及についてですが、教職員研修につきましては、千葉市教職員研修体系にのっとり実施しております。具体的には、必修で受講いたします基本研修といたしまして、初任者、5 年、10 年、20 年経験者を対象とした経験者研修、新任校長、教頭、教務主任を対象とした新任時研修、事務職員を対象とした事務職員研修、さらには、校務システムや生徒指導などの教育課題解明のために各学校から代表が必ず集まります指定研修がございます。また、みずからが選択し、個々のスキルアップのために受講いたします専門研修といたしましては、指導と評価、情報教育の推進、子供の理解と支援、今日的課題と新しい学校づくりなど、77 講座を開設しておりまして、例年およそ 4,000 人の教職員が、これらの研修を選択、受講しております。さらに、ふだん教育センターに出向いて研修を受けることが困難な教職員のために、出前講座、夜間講座、休日講座を実施し、個々の要望に迅速に対応できるよう取り組んでいるところでございます。なお、研究成果につきましては、教職員の資質、力量の向上に資するものとするために、教育センターのホームページ上にアップロードして、いつでも閲覧、活用できるようにし、普及啓発に努めております。

次に、若手教員の資質、力量の向上を図るための研修についてですが、ここ数年は、毎年およそ 160 人の教職員を新規に採用しておりますが、現在、初任者には教職への自覚を高め、自立して教育活動に取り組むことができるよう、指導力、学級経営力、児童生徒理解力などを身につけるための基礎的な研修、並びに Cabinet 統合システムの活用に関する実践的指導力、宿泊研修による体験活動を通しての問題解決能力などの育成を目指した研修等の充実を図っております。また、5 年目研修経験者には個々のニーズに応じた課題研修を実施し、教師としての指導力や課題解決能力のさらなる向上を目指しております。今後は、本市が目指します授業で勝負できる教師、児童生徒の心をつかむことができる教師を育成するために、2 年目、3 年目の若手教員を対象とした研修を工夫し、わかる授業、楽しい教室、夢広がる学校づくりのさらなる具体化を図ってまいります。

次に、学力状況調査についてお答えをいたします。

まず、千葉市の子供たちの学力と学習に対する関心、意欲、態度についてですが、本市の児童生徒の学力は、小中学校ともに、全国の平均正答率に比べ、同様あるいは上回る位置にございます。特に、主として活用に関する問題につきましては、全教科において良好な結果となっております。しかしながら、中学校理科の主に知識を問う問題については、やや課題が見られました。学習に対する関心、意欲、態度につきましては、国語などの教科の勉強が好きですかの質問で、肯定的に回答した割合が



	<p>全国を上回っております。また、1日当たりどのぐらいの時間読書をしめますかという質問に1時間以上と回答した割合及び新聞やテレビのニュースに関心がありますかという質問に肯定的に回答した割合も全国を上回っております。</p> <p>次に、<b>千葉県学力状況調査の目的と概要</b>でございますが、本市が独自に実施いたします学力状況調査は、一つに、新学習指導要領の全面実施後の児童の学力の定着度を把握すること、二つに、経年評価を行うことで各教科の指導上の課題を明らかにし、継続的な指導改善に生かすこと、三つに、児童生徒一人一人の実態をしっかりととらえ、確かな学力の育成を図ることを目的とし、小学校3年生及び5年生の市内全児童を対象に、国語、社会、算数、理科を千葉県標準学力検査を活用し、今年度末に実施することとしております。また、これにあわせて、本市の学習に関する意識調査も行う予定でございます。</p> <p>最後に、<b>調査結果の生かし方</b>でございますが、本市の学力状況調査は、経年評価の比較が可能であることから、調査結果の詳細な分析を行い、教科ごとの具体的な課題や指導上の手だてを明らかにし、学校訪問や研修会等の折に、授業改善に生かすよう指導してまいります。また、児童生徒の学力と学習意欲や家庭における学習習慣、生活習慣との間には極めて密接な関係があることから、結果の概要とともに、朝食をしっかりとること、決まった時間に寝たり起きたりすることなどの重要性についてまとめ、広報紙教育だよりちば等で周知いたしまして、各家庭と連携した取り組みに努めてまいります。今後も各調査の分析をもとに、わかる授業の推進を図り、一人一人に応じたきめ細かな指導を通し、学力の向上に取り組んでまいります。</p>
<p>経済農政局長</p>	<p><b>農業振興における営農指導について</b>お答えします。</p> <p>初めに、<b>営農指導の現状について</b>ですが、営農指導は、品質のよい農産物の安定生産と、生産農家の所得向上を図ることを目的とした重要な役割を担っております。具体的には、農作物の生育診断を初め、病害虫の判定と防除対策、さらには、個々の農家の現況に適応した経営指導など、幅広く対応しているところであります。また、近年では、安全で安心な農産物を求める消費者ニーズに対応するため、地産地消を推進するほか、土づくりはもとより、農薬の使用量を削減した環境保全型農業の推進に積極的に取り組んでおります。さらに、高齢者や兼業農家でも収入を得ることができる直売向け少量多品目栽培技術の普及など、本市農業の維持発展のため、営農指導に取り組んでいるところであります。</p> <p>次に、<b>営農指導の充実強化について</b>ですが、平成23年12月に策定した千葉県農業推進行動計画の中で、営農指導の充実を重点施策の一つに位置づけ、平成24年度から営農指導計画に基づき、ありがたい、頼りになるね、対応早いねと心から言われる農家巡回を目指して取り組んでおります。具体的な計画内容といたしましては、市内の生産農家を地区や経営体などから七つに分類し、それぞれの現状と課題に応じた巡回時期や回数などのスケジュールを定め、多様な農業経営に対する指導、助言を初め、作物の生育状況の確認と対策、病害虫防除に関する指導など、年400回の巡回指導を数値目標に掲げ、計画的に実施することとしております。また、営農指導を行う職員は、より高度な知識が必要となることから、専門機関への派遣研修や各種研修会への参加を通じて情報収集や技術力の向上を図り、生産現場の状況変化に即応できるよう、総合的に営農指導の充実強化を進めてまいります。</p>
<p>消防局長</p>	<p><b>応急手当普及啓発活動について</b>お答えします。</p> <p>まず、<b>市民と協働した救命講習会の開催について</b>ですが、本市では、平成5年に応急手当普及啓発活動実施要綱を定め、救命のために必要となる応急手当を実施できる市民、いわゆるバイスタンダーの育成を図ってまいりました。この活動は、市民の皆様に応急手当の重要性を認識していただくとともに、救命講習会の受講を通じて一人でも多くの方々にバイスタンダーとなっていただくことが目的であります。さらに、市民みずからが講習会を開催できるよう、応急手当普及員の有資格者を対象にスキルアップ講習会を受講していただき、応急手当インストラクターとして認定しております。このことにより、従来救急隊員が指導員となって開催してきた救命講習会を、今年度は、市民ボランティアである応急手当インストラクターの方々と協働して開催できるよう、仕組みを整え、既に開催しているところであります。</p> <p>次に、<b>応急手当インストラクターについて</b>ですが、現在、この応急手当インストラクターには19名が登録され、講習会も現在までに7件が開催されております。この講習会の特徴ですが、指導員となる応急手当インストラクターも市民ボランティアであるということから、受講者も、教えられるといった受け身の姿勢ではなく、目の前の傷病者に何をしてあげられるかを指導員とともに共有する、まさに地域の自助、共助により救命講習会が進められていくこととなります。さらに、6名の女性イ</p>

	<p>ンストラクターも登録され、指導員も受講者も女性に限定した女性救命講習会を開催しております。</p> <p>最後に、<b>本市における応急手当普及啓発活動の展望について</b>ですが、昨年度消防庁の補助金事業である短時間救命講習普及促進事業を受託しました。これにより、本年4月からは、気軽に参加することのできる90分間の短時間講習会を実施しているところであります。また、年内には、どこにいてもウェブ上で応急手当の学習ができるよう、eラーニングの構築を予定しております。今後は、引き続き応急手当インストラクターの養成を図るとともに、短時間講習会や女性救命講習会など、新しい形での講習会に一人でも多くの方に受講していただき、地域における自助、共助を基本としたバイスターの育成に努めてまいります。</p>
福谷	<p>ただいまは、これまでの取り組みやその考え方、そして今後の方向性などについて詳しくお話を伺いました。本来であれば、一つ一つもっと詳しく掘り下げてこの場で検討したいところですが、ここでは時間が限られておりますので、今後の決算審査特別委員会の分科会や、あるいは一般質問などで深めてまいりたいと思います。</p> <p>ここでは、三つほど2回目の質問をさせていただきたいと思いますが、その前に、先ほど市長が情報のことで、SNSを活用して、その従来からの発信方法との違いについて特に詳しく御答弁いただきましたかと思っております。私もまさに、今、地域の中でなくなった、その共同体での井戸端会議のようなものがこのSNSの中では復活しているようなイメージ、印象を受けています。それをこの中にとどめず、また、その外に出してリアルにしていくというようなことも今後必要なのかなと思っておりますし、だからこそ、そこに投げ込む情報の質というのは非常に重要で、デマだとか思い込みだとか、そういうものが蔓延するようなコミュニティにはしてはいけないというふうに思っております。そういった意味でも、千葉市は、情報政策については特にそれに特化して取り組む場所がありません。市政だよりは広報課が、で、例えば情報公開というと市政情報室ですか、それからまたICTを活用すると総務局のほうで行っているということで、今後、その情報戦略というのは非常に重要なものになってくると思いますので、情報政策については、総括的にとり行えるような体制を検討していかれてはどうかということをご提案しておきます。これは意見です。</p> <p>2回目なんですけれども、市民のセーフティーネットの今後について伺います。</p> <p><b>生活保護について</b>です。</p> <p>全額国費負担にすべきというのはそのとおりで私も考えます。一方、たとえ全額が国から措置されたとしても、支給事務は市町村で適正に行われなければなりません。ところが、今回千葉市が提訴をしようとしている不正な受給もあれば、本来支給されるべき人が漏れてはいないかという心配の声も一方ではあります。これらのことが起きるのは、財源確保以外に制度や実施体制に不備な点があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>次に、<b>国民健康保険制度について</b>です。</p> <p>制度的な財政基盤の脆弱さを抱えているとのことでした。保険料収納率の向上や歳出に見合った保険料の見直しなど、一般会計からの法定外繰り入れを除いた場合の実質収支を改善していく必要があると考えているとのことですが、平成23年度決算では、歳出に対する財源は一体どのようになっているのか、金額と構成比について示してください。また、一般会計から赤字補てん分の繰り入れはどの程度なのか、伺います。</p> <p>それから、<b>子供の居場所について</b>です。</p> <p>千葉市では、これまで子供の居場所として放課後子ども教室や子どもルームを全市的に実施してきましたが、新たにこどもカフェのモデル事業を開始している。ということは、こどもカフェには放課後子ども教室や子どもルームでは果たせない新たな役割や機能を求めて設置したのではないかと思います。それはどのようなことととらえているのか、伺います。</p> <p>以上3項目、お願いいたします。</p>
熊谷市長	<p>2回目の御質問にお答えをいたします。</p> <p>初めに、セーフティーネットの今後についてお答えをいたします。</p> <p>まず、<b>生活保護制度や実施体制について</b>ですが、これはもう私たちがですね、自治体側が何度も、長年この生活保護制度の抜本的な見直しというものを求めてきたわけでございまして、ようやく国においても、本年秋を目途に策定予定の生活支援戦略において、生活保護制度の見直しなどに総合的に取り組むこととしており、この中で、金融機関の本店一括照会方式の導入などのほか、自治体の調査権限の強化なども検討されております。また、実施体制につきましては、ケースワーカーを毎年度増員するとともに、国の補助金などを活用し、資産調査の補助や年金調査等に嘱託職員を雇用し、各種</p>

調査を適切に行えるよう努めております。なお、現在国において、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤となるマイナンバー制度が検討されており、これにより、ようやくより正確な所得などの把握が可能となるとともに、真に支援が必要な方々を見つけることにも有効であると考えております。

次に、**国保特別会計の財源構成等について**ですが、一般会計からの赤字補てん分の繰り入れを除く財源の内訳と構成比は、国及び県の支出金が約 320 億 9,000 万円で 38.2%、前期高齢者交付金など被用者保険からの拠出による交付金が約 269 億 2,000 万円で 32.0%、保険料が約 208 億円で 24.8%、一般会計からの法定繰り入れなどが約 41 億 6,000 万円で 5.0%となっております。なお、単年度で約 32 億 2,000 万円の実質収支不足が生じており、一般会計から約 33 億 7,000 万円の赤字補てん分の繰り入れを行い、累積収支不足を約 1 億 5,000 万円削減したところです。

次に、**子供の居場所について**お答えをいたします。

こどもカフェの新たな役割や機能についてですが、こどもカフェは子供の参画事業の一環として、こどものカワークショップ等により提案された内容を千葉県・大学等共同研究事業での調査研究を経て、モデル運営を開始した本市独自の子供の居場所関連事業の一つであります。こどもカフェは、子供が伸び伸びと心豊かで健やかに育つ居場所とするため、みずから考え行動する自立する力や生きる力を身につけ、自主性を重視したさまざまな取り組みを行っております。まず、相談体制ですが、何でも相談でき、信頼できる大人を配置するとともに、年齢の近い大学生ボランティアや多くの地域の方々に参加をいただき、子供たちが気軽に相談できる環境づくりに努めております。また、対象年齢を高校生までとし、運営や行事に子供たちの意見を反映する仕組みを取り入れることで、達成感ややりがいを感じることや想像力の育成にも配慮した運営を行っております。さらに、児童虐待を初め、非行、不登校など、支援や見守りが必要な子供の気づきにも重点を置き、気になる事例については、学校や家庭、地域団体はもとより、青少年サポートセンターや児童相談所等、関係機関などにつなぐ役割も担っております。今後の方向性ですが、2カ所のこどもカフェのモデル運営について、利用者や保護者及び地域の方々へのアンケートを初め、さまざまな角度から検証を行い、さらなる充実を図ってまいります。

福谷

御答弁ありがとうございました。

**セーフティーネットに関しまして**は、やはり生保に関しては制度的にまだまだ整えていかなければならないことがありますし、また、国保も保険料だけを見れば、4分の1でしかないという、このそれこそ制度の脆弱さがまさにここにあらわれていまして、当然一般会計から繰り入れていくわけですが、そうすると、全市、全体的に見ていかなければならないということだと思えます。なくてはならないセーフティーネットがこういう状況では、将来私たちは安心して将来を託すことができないし、今を一生懸命生きることもできないというふうに思いますので、これは地方自治体の力だけでどうこうなるというものでもないと認識しておりますので、国に対しても、もっともっと大きな声で働きかけをしていただきたいと思いますし、私たちもしていかなければならないというふうに改めて認識をいたしました。

それから、**子供の居場所について**ですが、子供の居場所に関しては、その役割や趣旨についてはおおむね統一されているものの、現在実施している各種事業は、それぞれ対象となる子供やかかわる大人の役割、それから場所、時間等が異なっており、費用対効果や事業成果の面からも、再度事業の統廃合や効率的な連携方法などを再検討する必要があると感じています。今後、子供の居場所のあり方について検討されるということなので、既存事業にとらわれず、ゼロベースから真に必要な効果的な子供の居場所について検討することを要望いたします。

また、子供の居場所づくりに関する提案なんですけれども、現在、子供の健全育成や見守りを初め、子供の参画、教育など、さまざまな施策に多くの地域の方々が実はかかわっております。一例を挙げましても、青少年育成分野では、青少年育成委員を初め、子どもルームの指導員、それから社会福祉協議会の委員とか民生・児童委員、それから青少年補導員、青少年相談員など。それから、例えば教育関係では、子育てサポーターを初め、放課後子ども教室のアドバイザーとかコーディネーターとかボランティアの方々。それから、例えば子育て支援関係では、地域で乳幼児と保護者の広場づくりを展開しているの方々、さらには新しく始まったCBTの実行委員会とか、それからこどもカフェなどの子供の参画事業に協力するの方々など、実に子供、子育てに関しては多くの地域の方々や専門知識を有する方々が各事業にかかわっている。こうじっくり見てみると、実はそういう状況です。これらの人材、すばらしい人材、それから社会資源、さらにはノウハウを、特定の事業や活動に限定するのでは



なくて、広く子供・子育て関連事業に生かせる仕組みづくりということで、子供の居場所を検討したいと思います。

なお、新たにモデル事業として開始しているこどもカフェは、来月には2カ所目が開設されるということですが、地域の方々と顔の見える関係を大切に、子供たちにとって充実した時間が持てると同時に、よい人間関係を通してさまざまな体験ができるような居場所とすることを要望いたします。また、2カ所のモデル運営をよく検証して、今後開設日数や、あるいは開設時間の拡充を含め、早期に各區で開始することもあわせて要望いたします。

子供の問題は、学校教育とともに非常に重要だと思うんですが、今学校が、今回その教職員の力量とそれから学習状況について、学力状況について聞きましたが、私は基本的に学校は知識をきちんと身につけて、その知識をもってコミュニケーションを図っていくことを学ぶのが学校であり、しつけのデパートではないと実は思っております。そういう意味で、学校がそういうことをきちんとできるためにも、学校の外に子供の居場所、社会性をはぐくむ場をもっともっとつくっていただきたいと、そのように考えております。

るる述べてまいりましたけれども、今議会の議論、あるいは市民の皆さんからいただいた御意見などを通して、私たち未来創造ちばといたしましても、昨年度から提出しております市に対する予算要望を取りまとめて、なるべく10月中には提出できるよう努力したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

長時間にわたりまして、御清聴どうもありがとうございました。